

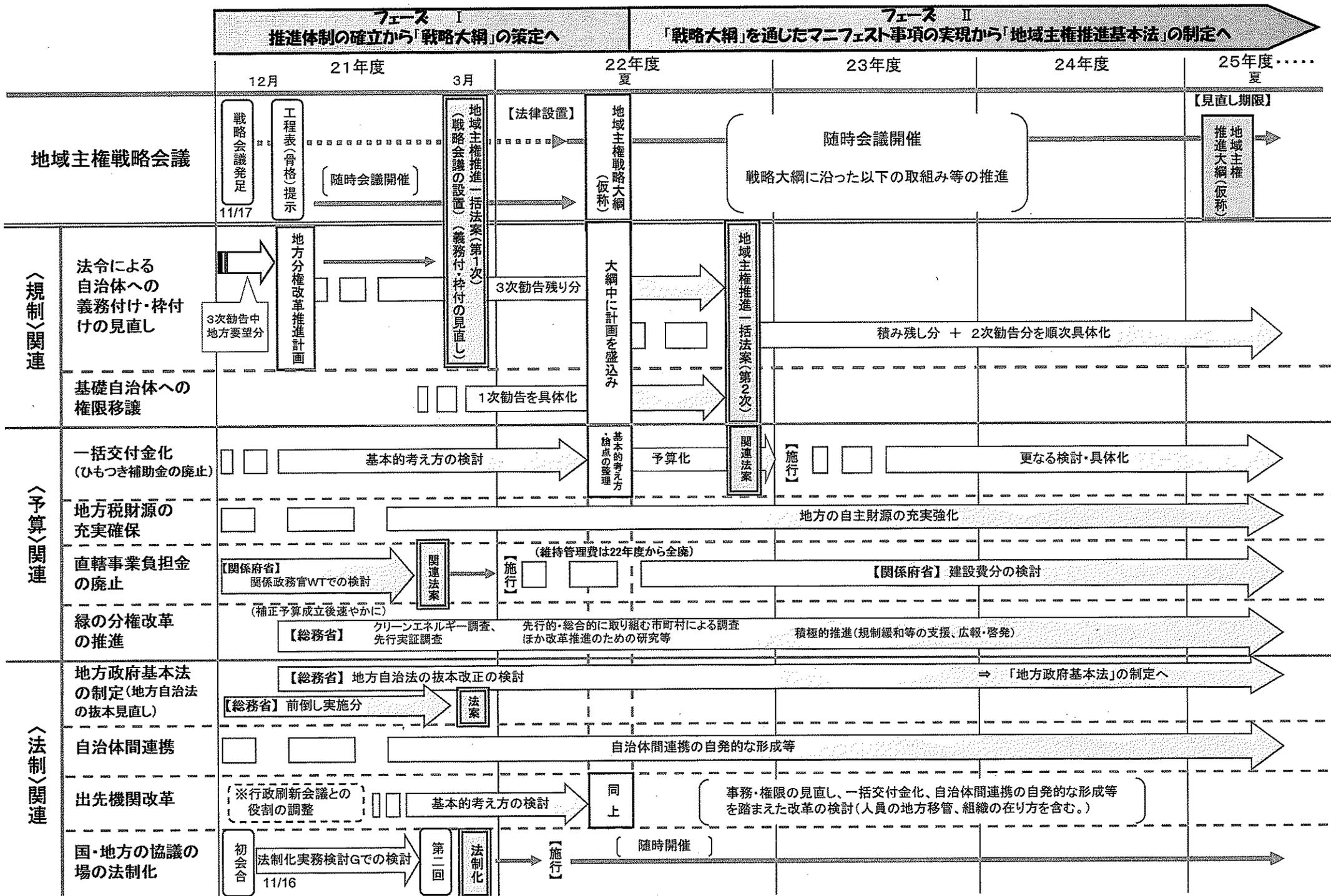
地域主権戦略会議及び 「地域主権戦略大綱」について

東京大学名誉教授

神野直彦

2010年7月14日

地域主権戦略の工程表(案)【原ロプラン】



一括交付金化の基本的な考え方(試案)

1 趣旨

(1)目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

(2)原則

こうした目的からして一括交付金は、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、地域が「自己決定できる財源」としてデザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

(3)手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順で進めていく必要がある。

2 一括交付金の対象範囲

(1)基本的考え方

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 「現金給付は国、サービス給付は地方」との原則に基づいて対象範囲を整理する。

(2)対象範囲の整理方針

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 民主党マニフェストにおいて「ひも付き補助金」から除くこととされている「社会保障・義務教育関係」についても、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものに限定して、一括交付金の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するものの他、一括交付金の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるものとする。
- ・ 対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り用途の拡大や手続の簡素化等に努める。

(3)実施手順

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成23年度から段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成24年度から段階的に実施する。これにあわせて、経常(サービス)に係る国庫負担金の扱いについて検討する。

- ・ 一括交付金の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3から5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」を判断する。

3 一括交付金の制度設計

3.1 括り方

(1) 基本的考え方

- ・ 地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠を超えて、できる限り大きいブロックに括る。

(2) 実施手順

- ・ できる限り大括りなブロックを設け、ブロックごとに用途を自由にする。その上で、ブロックは、段階的に更に大括り化する。投資については早期に一本化する。

3.2 地方の自由度拡大と国の関わり

(1) 基本的考え方

- ・ 地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す。これにより、国・地方双方の事務の簡素化を図る。
- ・ 自治体における事後評価を充実する。
- ・ 国は、一括交付金の実施状況を点検し、制度の評価・改善を図る。

3.3 配分・総額

(1) 基本的考え方

- ・ 地方の安定的な財政運営に十分配慮する。
- ・ 配分は、国の関与をできる限り縮小するため、客観的指標を導入する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする。
- ・ 総額は、一括交付金の対象となる補助金・交付金等の必要額により設定する。

(2) 実施手順

- ・ 配分に当たっては、自治体の事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を併用し、段階的に客観的指標による配分を拡大する。その際、継続事業や団体間・年度間の変動が大きい市町村に配慮する。

4 その他

- ・ 平成23年度からの一括交付金の制度設計については、地域主権戦略会議を中心に検討し、予算編成過程を通じて決定する。
- ・ また、国・地方協議の場等において、地方と協議する。

一括交付金化の基本的な考え方(試案)

一括交付金は、地域が「自己決定できる財源」としてデザインされなければならない。

1. 一括交付金の対象範囲

「現金給付は国、サービス給付は地方」との原則に基づいて対象範囲を整理

		社会保障	義務教育	その他
経常	保険			
	現金給付			
	サービス			
投資				

【一括交付金化の対象外】

- 保険、現金給付
- サービスに係る国庫負担金の扱いは
[経常に係る一括交付金化の際に検討]
- 災害復旧
- 国家補償的性格
- 地方税の代替的性格
- 国庫委託金
- 特定財源を原資

一括交付金化

2. 一括交付金の制度設計

地域主権一括交付金

経常〇〇分野

経常△△分野

- 【括り】 各府省の枠を超えて、できる限り大きいブロックに括る。
- 【関与】 国の箇所付け廃止など国の事前関与を縮小。
- 【配分】 客観的指標を導入。現行の条件不利地域等に配慮。
- 【総額】 対象となる補助金等の必要額により設定。

投資分野

3. 実施手順

① 一括交付金化の導入

- H23年度～ 投資関係
- H24年度～ 経常関係

② 暫定措置

- 国の政策目的の緊要性から、3～5年の期限を設定した上で、限定的に特定補助金を許容
- 既存補助金については、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断
 - 期限到来時に「廃止」「一括交付金化」を判断

③ ブロックの範囲

段階的に大括り化。投資は早期に一本化する。

④ 配分

客観的指標を、段階的に拡大。継続事業や市町村に配慮。

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

1 趣旨

（1）目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

（2）原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

（3）手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順で進めていく必要がある。

2 一括交付金の対象範囲

（1）基本的考え方

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

（2）対象範囲の整理方針

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・ 一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り用途の拡大や手続の簡素化等に努める。

(3) 実施手順

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 24 年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。
- ・ 一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

3 一括交付金の制度設計

(1) 括り方

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠にとらわれず使えるようにし、できる限り大きいブロックに括る。

(実施手順)

- ・ ブロックごとに用途を自由にする。その上で、ブロックの在り方は、地方の自由度を拡大する方向で、不断に見直しを行う。

(2) 地方の自由度拡大と国の関わり

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す。これにより、国・地方双方の事務の簡素化を図る。
- ・ 地方公共団体における事後評価を充実する。
- ・ 国は、一括交付金化の実施状況を点検し、PDCAサイクルを通じて制度の評価・改善を図る。その際、会計検査院の検査も活用する。

(3) 配分・総額

(基本的考え方)

- ・ 地方の安定的な財政運営に十分配慮するとともに、効率的・効果的な財源の活用を図る。
- ・ 配分については、地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする。
- ・ 総額は、一括交付金化の対象となる補助金・交付金等の必要額により設定する。

(実施手順)

- ・ 配分に当たっては、地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による

配分を用いる。その際、継続事業や団体間・年度間の変動に配慮する。

4 導入のための手順

- 平成 23 年度から一括交付金を導入する。国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
- また、国と地方の協議の場等において、地方と協議する。

一括交付金化の基本的な考え方

国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする。

1. 一括交付金の対象範囲

保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象

		社会保障	義務教育	その他
経常	保険			
	現金給付			
	サービス			
投資				

【一括交付金化の対象外】

- 保険、現金給付
- 地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金等(社会保障・義務教育関係)
- 災害復旧
- 国家補償的性格
- 地方税の代替的性格
- 国庫委託金
- 特定財源を原資

一括交付金化

3. 実施手順

① 一括交付金化の導入

- H23年度～ 投資関係
- H24年度～ 経常関係

② 暫定措置

国の政策目的の緊要性から、3～5年の期限を設定した上で、限定的に特定補助金を許容。期限到来時に「廃止」「一括交付金化」等を判断。

③ ブロックの範囲

地方の自由度拡大の方向で見直し。

④ 配分

継続事業や団体間・年度間の変動に配慮。

2. 一括交付金の制度設計

経常〇〇分野

経常△△分野

【括り】 各府省の枠にとらわれず、できる限り大きいブロックに括る。

【関与】 国の箇所付け廃止など国の事前関与を縮小。

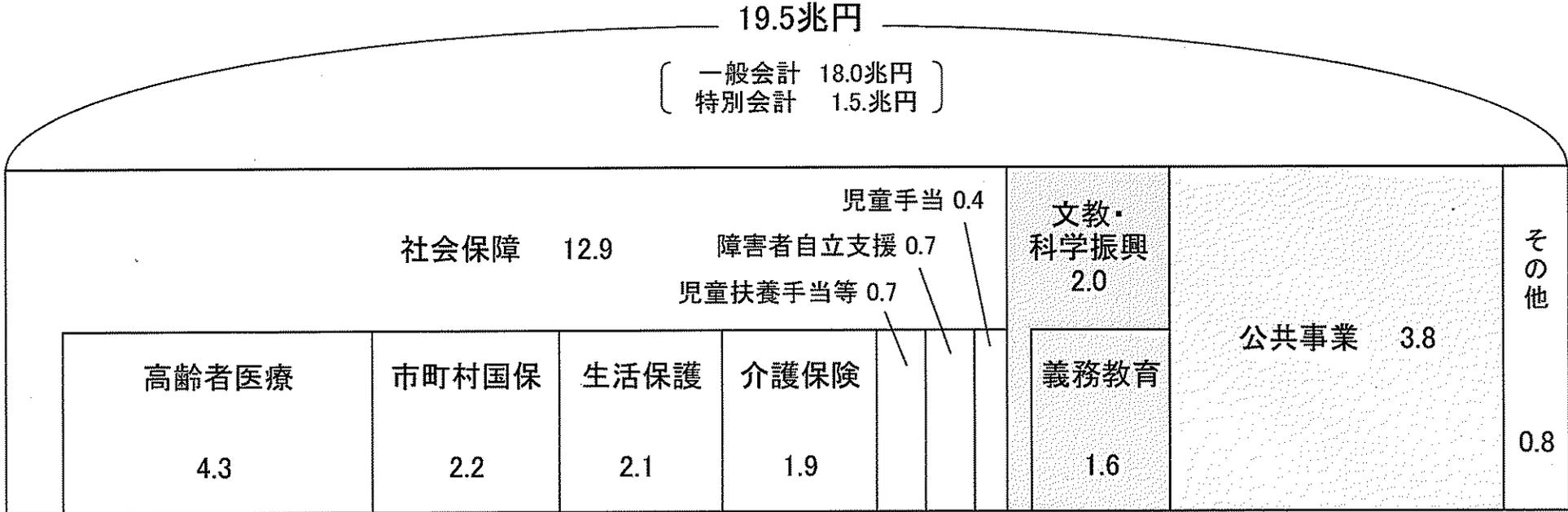
【配分】 事業計画配分と客観指標配分を用いる。現行の条件不利地域等に配慮。

【総額】 対象となる補助金等の必要額により設定。

投資分野

地方向け補助金等の全体像 (21年度予算)

計数整理中



地方向け補助金等の全体像（22年度予算）

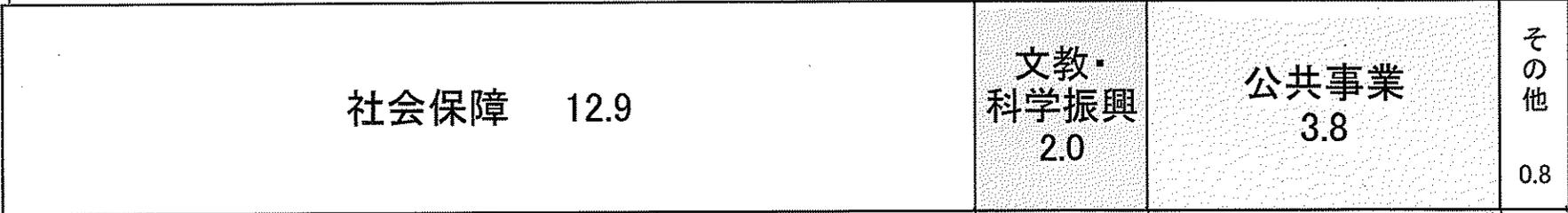
計数整理中

平成22年度概算額 20兆9,967億円
 (対前年度当初予算比 +1兆4,877億円、+7.6%)

<平成21年度>

19.5兆円

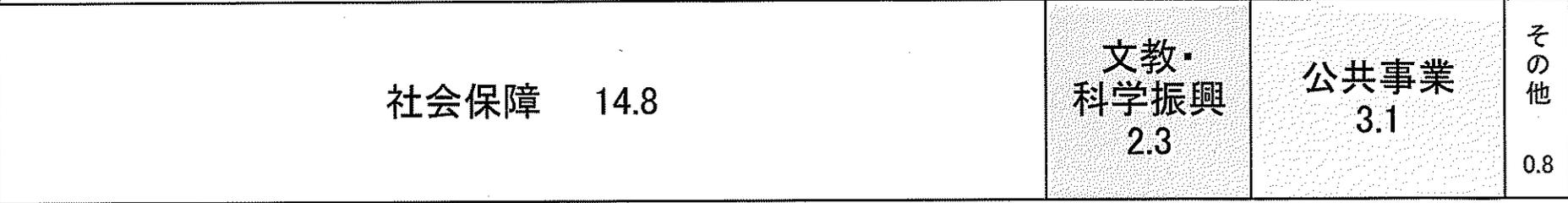
〔 一般会計 18.0兆円
 特別会計 1.5兆円 〕



<平成22年度>

21.0兆円

〔 一般会計 18.7兆円
 特別会計 2.3兆円 〕

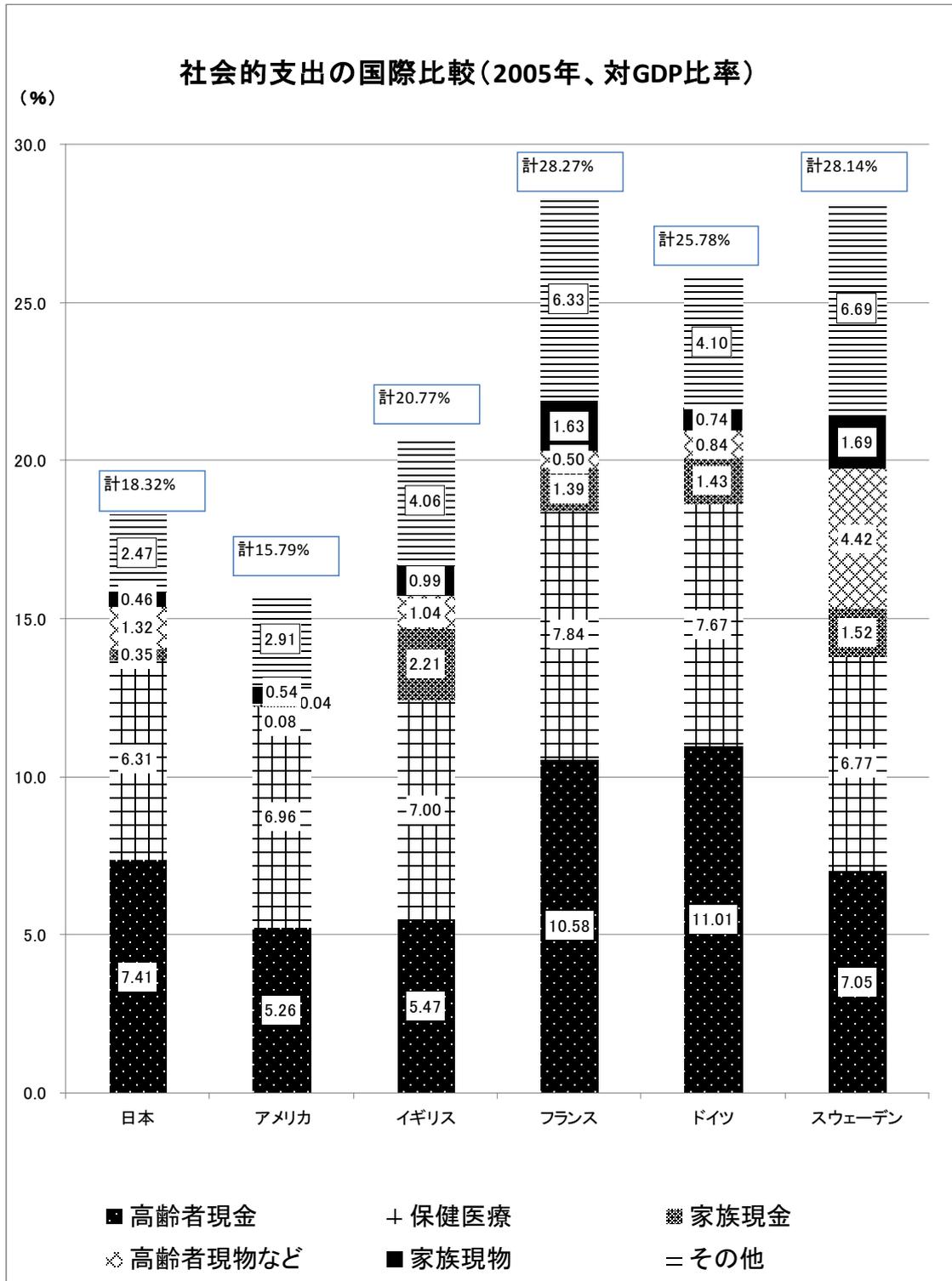


社会保障と経済的パフォーマンス

	社会保障 (社会的支出のGDP比)	経済成長率 (00-06平均)	格差 ジニ係数	貧困率 (相対貧困率)	財政収支 (00-06平均)
アメリカ	15.9%	3.0%	0.381	17.1%	△2.8%
ドイツ	26.7%	1.2%	0.298	9.8%	△2.7%
スウェーデン	29.4%	2.6%	0.234	5.3%	1.4%
日本	18.6%	1.4%	0.321	15.3%	△6.7%

(注) 社会的支出の GDP 比は OECD(2009)「OECD Factbook2009」 2005 年データ。
 経済成長率、財政収支は OECD(2010)「OECD Economic Outlook, Volume 2009 Issue 2」、02-08 の平均値、
 ジニ係数、相対的貧困率は OECD(2009)「Society at a Glance 2009」 2000 中頃のデータ

資料 3



出所) OECD "OECD Stat." <http://stats.oecd.org/index.aspx?r=766198>

上記データより東京大学大学院水上市作成